

官報

号 外
国会会議録

令和七年六月十二日

○第二百十七回 衆議院会議録 第三十四号

令和七年六月十二日(木曜日)

議事日程 第三十二号

令和七年六月十二日

午後一時開議

第一 独立行政法人男女共同参画機構法案(内閣提出)

第二 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 独立行政法人男女共同参画機構法案(内閣提出)

日程第二 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

日程第一 独立行政法人男女共同参画機構法案(内閣提出)

日程第二 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、独立行政法人男女共同参画機構法案、日程第二、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長(大岡敏孝君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長大岡敏孝君。

独立行政法人男女共同参画機構法案及び同報告書

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔大岡敏孝君登壇〕

○大岡敏孝君 ただいま議題となりました両法案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告します。

まず、独立行政法人男女共同参画機構法案は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進等を行うことにより、当該施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする独立行政法人男女共同参画機構を設立するものです。

次に、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴い、男女共同参画社会基本法において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するための機関としての独立行政法人男女共同参画機構の役割を定めるほか、関係法律の規定の整備等を行うものです。

両法律案は、去る六月五日日本委員会に付託され、翌六日三原国務大臣から趣旨の説明を聴取しました。次いで、十一日に質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決しましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告します。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。市村浩一郎君。

〔市村浩一郎君登壇〕

○市村浩一郎君 日本維新の会の市村浩一郎です。

会派を代表し、独立行政法人男女共同参画機構法及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に反対の立場から討論いたします。(拍手)

まず申し上げますが、日本維新の会は、男女共同参画社会の形成は非常に重要であると考えております。男女共同参画社会の実現は、我が国の潜在能力を引き出し、地方を再生させ、ひいては持続的な経済成長を実現するための最重要戦略であり、男女共同参画社会の実現に向け、単なる理念としてではなく、真に実効性のある政策を実現していくべきであると考えています。

その上でなお、両法案に反対する三つの理由を述べます。

まず第一に、独立行政法人国立女性教育会館、略称はNWE Cといいますが、NWE Cの成果や反省点について、政府は十分に評価を行っていません。その上、新しく設置する法人についても、明確な目標設定はなされていないという点です。政府として、NWE Cがそのコストに見合う十分な成果を上げてきたか、また、新たな法人には具体的にどのような成果を求め、それをどのように評価するのか、客観的に評価できるような数値目標を設定しているのか。こうしたことについて、我々は委員会等で質疑をしてきましたが、納得できるような答弁はいただけませんでした。日本維新の会は、従前より、無駄な独立行政法人は廃止すべきと考えています。投入するコスト

に見合う成果を上げられない、求められる役割を果たせないような独法であれば、存続させる意味はありません。そうした点について十分な説明ができないのであれば、その在り方を見直し、廃止や民営化も視野に検討すべきです。

NWEC及び新法人については、投入するコストに対する目標設定もできておらず、その成果についても評価する枠組みがありません。こうした法人に公金を投入し続けるのは、国民負担をいっただけに増大させるものだと言わざるを得ません。

第二に、NWECを廃止し、新機構を設立する合理的な根拠は乏しいという点です。特に、新機構が行う業務は、独立行政法人でなければ行えないというものではありません。

条文上は、NWECは女性教育の振興を図るものであり、新たな機構は男女共同参画施策の推進を図るものという違いがあるとされています。しかしながら、現在のNWECは、女性教育にとどまらず、男性や若年層も対象に幅広い事業を展開しています。また、国、地方公共団体、関係者との連携強化を図りつつ、国内外のネットワーク形成を推進し、男女共同参画社会の実現を目指しています。

そうであれば、わざわざ新しい独法として設置する必要性はどこにあるのでしょうか。現行の国立女性教育会館法を改正するのではなく、新法人を設立しようとしている理由は、NWECを廃止し、新法人への資産の継承の中で、NWECの負債を国が負担することにはかなりません。事業の失敗によって発生した負債を国につけ替え、税金で返済することは、国民負担を増大することにつ

ながるわけでありまして、この物価高の中、そのような事態を決して容認することはできません。

また、新たな機構が果たす役割は独法という形でなければ果たせないものなのか、十分な検討がなされたとは思えません。例えば、内閣府男女共同参画室の中の部局として、全国の男女共同参画センターへの司令塔機能を果たすことも十分に可能なのではないのでしょうか。

第三に、宿泊研修機能を持たなくなるのであれば、法人を交通の便の悪い埼玉県嵐山町に存置する必要はないということであります。

NWECは、都会の喧騒から離れて落ち着いて学習できるとして嵐山町に開設されました。しかし、宿泊施設、レストランの利用提供は、この四月で既に終了しています。また、整備方針の中では、宿泊施設を撤去すべく、新法人設立後速やかに関連工事に着手することを目指すと言われていました。宿もない、食事もないという状況で、なお新たな独法を嵐山町に存置する必要性は全くございません。

収蔵資料の利用者にとっても、新機構から全国に派遣される職員にとっても、交通アクセスが決してよいとは言えないこの地が適当とは思えません。せめて飛行機や新幹線によるアクセスが容易な場所、すなわち、全国から来やすく、全国に行きやすいような場所に設置すべきではないでしょうか。

なお、我々は両法律案に反対の立場ですが、現在のNWECをそのまま存続させるべきとは全く考えていません。例えば、資料の大学等研究機関への移管、施設や土地の処分など、数年間かけて

NWECの廃止に向けた実務を行い、内閣府男女共同参画室の中の部局として、全国の男女共同参画センターへの司令塔機能を果たしていくのが望ましいのではないかと考えています。

以上三点が反対の理由となりますが、我々は、男女共同参画社会の形成は非常に重要であると考えております。多様な人材が活躍するためには女性の視点が重要で、特に、意思決定の場面で女性の参画は必要不可欠です。

しかしながら、ジェンダー平等という言葉は飛び交いますが、現にこの政治の分野で女性の割合がなかなか変わらないことが、まだまだ日本社会の問題が残っていることを物語っています。女性の社会活躍のための課題を取り払い、性別にかかわらず、誰もが自由に能力を発揮し、選択できる機会を保障することにしっかりと取り組むべきであり、政治は最大限に後押しする必要があると思います。そのためにも真に必要な法人を本気でつくるんだという覚悟が分かれれば、我々は全力で協力する所存でございます。

今回の法案の提出に当たって、当然、政府で長い時間をかけて議論してきたことでしょう。しかしながら、今回のように、知恵を絞らず、利権を守るとも捉えかねない拙速な組織改編は、協力に値するものではありません。結果として、内容が、過去の総括も不十分、将来の目標も不十分なものとなっている以上、政府で行ってきた準備は不十分なものと言わざるを得ません。

せっかく新たな法人として設置するのであれば、効率的に機能し、国民負担をいっただけに増大させないものでなければなりません。そのために

は、まずは目指すべき男女共同参画社会のビジョンを確立し、その実現のために、新たな組織に何を求めるのか、どういった目標を立て、それをどのように評価するのか。また、コストに見合う成果を上げられない、求められる役割を果たせないような法人となった場合は、他の機関との統合、業務の民間委託や組織の民営化も含めた検討をするのか。そうした道筋まで含めた組織の在り方について議論をし、ビジョンを共有した上で、抜本的な見直しをすべきと考えます。

そして、そのような見直しを一つ一つ積み重ね、一円でも多く無駄に使われる国費を減らし、それらを次世代に投資することが、国民の代表たる我々国会議員が実現すべき責務であります。

進めるべきことは進める、見直すべきことはとことん見直す。日本維新の会は徹底的な行財政改革を有言実行する政党であることをいま一度皆様にお伝えし、反対討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 上村英明君。

〔上村英明君登壇〕

○上村英明君 れいわ新選組の上村英明です。

私は、男女共同参画機構法案及び同整備法案につき、反対の立場から討論いたします。(拍手)

昨今、この衆議院で通過する法案には共通の特徴があります。対象となる組織の機能強化を図るという表看板と裏腹に、その組織の弱体化が図られ、それが日本の民主主義や人権の後退に拍車をかけています。本二法案もその特徴を共有する法案で、女性活躍や男女共同参画政策の充実強化を図るものとは残念ながら思えません。

本日、二〇二五年度のG G I、ジェンダーギャップ指数、これは男女の平等、参加度を測る指標ですけれども、が発表されました。日本は百四十八か国中百十八位でしたが、一点を満点とする四つの指標のうち、政治参画、いわゆる政治分野における女性の参加度を測る指数は、去年の〇・一一八から後退して〇・〇八五でした。更に悪化しています。こうした致命的な数字が国際評価を下げ、また、国内でも様々な分野に連動する形で男女共同参画推進の障害に重なっています。その意味では、女性政策は極めて重要であります。

今回、国立女性教育会館に代わって新設される男女共同参画機構を拠点に、全国の男女共同参画センターをネットワーク化し、特にオンラインやテレワークを使ってその施策を中央から地方に拡散する政策の構造は、コロナ時代をほうふつとさせる時代錯誤的なものであります。G G I指標に象徴されるように、女性の課題は依然としてナショナル、つまり国の規模で議論しなければいけないものが多く、こうした課題に向き合うには、ソフトばかりではなく、様々な関係者が対面で活発に議論を交わす宿泊研修施設、いわゆるハードも不可欠です。

しかし、本法案には、財政事情を理由に、大規模な宿泊研修施設の一方的な撤去が盛り込まれました。これは、国が様々な公共施設を解体してきた構造と同じです。

他方、財政支援の面でも同じことが言えます。N W E Cに対する交付金は、二〇〇一年以来削減

されてきました。二〇二四年度の交付金は、二〇〇一年の交付金の六六%しかありません。こうした財政的な支出が不十分なことが、今回の財政問題を議論する前提となってきました。

法案の目的は男女共同参画施策の機能強化を図ることですが、この法案は、むしろ、女性に対する言論や表現の場を奪う人権侵害を起こすことが懸念されます。

○議長(額賀福志郎君) 申合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡単にお願ひします。

○上村英明君(統) よって、本法案には賛成できないことを表明し、れいわ新選組を代表して、反対討論といたします。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 塩川鉄也君。

(塩川鉄也君登壇)

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、独立行政法人男女共同参画機構二法案に反対の討論を行います。(拍手)

本法案は、政府が二〇二四年七月、国立女性教育会館の研修棟、宿泊棟、体育施設の撤去を目指すことと表明したことを具体化するものです。現行の国立女性教育会館法を廃止し、新たに設置する男女共同参画機構には研修施設の設置を義務づけないこととしています。法案は、新たな機構を男女共同参画社会の形成を促進する中核的な機関、ナショナルセンターと規定し、自治体が設置する男女共同参画センターを初めて法律上に位置づけるなどの積極面が盛り込まれていますが、研修施設をなくすことは容認できません。

国立女性教育会館は、一九七七年、国立として

は唯一の女性教育を担う施設として埼玉県嵐山町に設置されました。その契機となったのは、国連が女性の地位向上を目指して提唱した国際婦人年である七五年に第一回世界女性会議が開催され、各国が取るべきガイドラインとなる世界行動計画が採択されたことです。女性の権利拡充を求める歴史的な市民運動の盛り上がりによって、長年にわたる婦人団体や婦人教育関係者の要望を受けて設置されたのが国立女性教育会館です。

この会館の研修棟、宿泊棟は、会館が主催する対面での研修の会場として、また市民運動の活動の場として、全国からジェンダー平等に携わる者が集い、共に学び合う貴重な交流の場となってきました。二〇〇一年に独立行政法人化した後、何度も廃止や統廃合の議論が行われてきましたが、そのたびに運動によって守ってきたものです。

研修棟を設置する法的義務を廃止することは、市民運動と行政活動の両面からジェンダー平等を進めるという機構の機能を後退させるものです。市民団体やジェンダー問題に取り組む有識者から出されている強い批判の声を無視して押し進めるなど許されません。

政府は、施設の維持管理に予算がかかることを廃止の理由に挙げていますが、国からの運営費交付金は、二〇〇一年度の七億二千四百万円から二四年度には四億七千九百万円まで、三割も削減されています。会館の役割を軽視し、予算を削減してきた政府の姿勢こそ改めるべきであります。

本日、世界経済フォーラムが発表した二〇二五年版ジェンダーギャップ報告によれば、日本の男

女平等度は、百四十八か国中百十八位という極めて低い水準です。政府の姿勢の反映ではありませんか。

憲法と女性差別撤廃条約に基づいてジェンダー平等を進める国立女性教育会館は、拡充こそ必要であり、ジェンダー平等を進めるナショナルセンターとしての機能を発揮できるよう、十分な財政措置を行うことこそ国の責任だということを指摘をし、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

出席国務大臣

国 務 大 臣 三原じゅん子君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律

日本学術会議法

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「令和六年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告

高齢社会対策基本法第八条第二項の規定に基づく「令和七年度高齢社会対策」についての文書

障害者基本法第十三条の規定に基づく「令和六年度障害者施策の概況」に関する報告

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「令和六年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「令和七年度交通安全施策に関する計画」の報告

食育基本法第十五条の規定に基づく「令和六年度食育推進施策」に関する報告

一、去る十日、内閣を経由して個人情報保護委員会委員長手塚悟君から、次の報告書を受領した。

個人情報保護の保護に関する法律第六十八條の規定に基づく令和六年度個人情報保護委員会年次報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

石橋林太郎君

坂本竜太郎君

小森 卓郎君

山本 大地君

若山 慎司君

草間 剛君

道下 大樹君

阿部 知子君

中川 康洋君

山口 良治君

草間 剛君

若山 慎司君

坂本竜太郎君

石橋林太郎君

山本 大地君

小森 卓郎君

阿部 知子君

道下 大樹君

山口 良治君

中川 康洋君

法務委員

辞任

補欠

井出 庸生君

柴山 昌彦君

棚橋 泰文君

工藤 彰三君

小竹 凱君

石井 智恵君

工藤 彰三君

棚橋 泰文君

柴山 昌彦君

井出 庸生君

石井 智恵君

小竹 凱君

議院運営委員

辞任

補欠

金村 龍那君

萩原 佳君

萩原 佳君

金村 龍那君

一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

尾崎 正直君

三反園 訓君

平沼正二郎君

鈴木 英敬君

山際大志郎君

古川 直季君

水沼 秀幸君

福田 淳太君

鈴木 英敬君

小池 正昭君

古川 直季君

小森 卓郎君

小池 正昭君

平沼正二郎君

小森 卓郎君

山際大志郎君

三反園 訓君

尾崎 正直君

福田 淳太君

水沼 秀幸君

法務委員

辞任

補欠

上田 英俊君

栗原 涉君

神田 潤一君

石橋林太郎君

河野 太郎君

草間 剛君

棚橋 泰文君

長坂 康正君

小竹 凱君

白木 秀剛君

石橋林太郎君

神田 潤一君

草間 剛君

河野 太郎君

栗原 涉君

上田 英俊君

長坂 康正君

棚橋 泰文君

白木 秀剛君

小竹 凱君

国家基本政策委員

辞任

補欠

小淵 優子君

鬼木 誠君

岩谷 良平君

中司 宏君

鬼木 誠君

小淵 優子君

中司 宏君

岩谷 良平君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

小林 鷹之君

大空 幸星君

大空 幸星君

小林 鷹之君

原子力問題調査特別委員

辞任

補欠

鈴木 英敬君

大空 幸星君

長谷川淳二君

山本 大地君

森下 千里君

島田 智明君

平林 晃君

山口 良治君

大空 幸星君

福田かおる君

島田 智明君

森下 千里君

福田かおる君

鈴木 英敬君

山本 大地君

長谷川淳二君

山口 良治君

平林 晃君

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員

辞任

補欠

草間 剛君

福原 淳嗣君

市来 伴子君

阿部 知子君

福原 淳嗣君

大空 幸星君

大空 幸星君

向山 淳君

向山 淳君

草間 剛君

阿部 知子君

市来 伴子君

(議案提出)

一、去る十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外五名提出)

衆議院の解散に係る手続等に関する法律案(武正公一君外五名提出) 衆議院規則の一部を改正する規則案(武正公一君外五名提出) 一、昨十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案(川内博史君外八名提出) 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(重徳和彦君外九名提出) (議案付託) 一、昨十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(重徳和彦君外九名提出、衆法第五三号) 財務金融委員会 付託 (議案送付) 一、去る十日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案 社会保険労務士法の一部を改正する法律案 一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件	一、昨十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外五名提出) 衆議院の解散に係る手続等に関する法律案(武正公一君外五名提出) 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案(川内博史君外八名提出) 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(重徳和彦君外九名提出) (議案通知書受領) 一、昨十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案 日本学術会議法案 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案 (議案撤回申出) 一、昨十一日、議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。 揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例停止措置の実施並びに揮発油税等の税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案(田中健君外一名提出、第二百十六回国会衆法第三号)	(議案撤回) 一、昨十一日、議員からの申出により次の議案は撤回された。 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に関する法律案(青柳仁士君外一名提出) 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(稲富修二君外八名提出) (議案撤回通知) 一、昨十一日、次の議案は同日提出者が撤回した旨参議院に通知した。 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に関する法律案(青柳仁士君外一名提出) 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(稲富修二君外八名提出) (質問書提出) 一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 ミニマム・アクセス米と国内消費量等に関する質問主意書(竹上裕子君提出) スルガ銀行による投資用アパート・マンション不正融資問題に関する質問主意書(水沼秀幸君提出) 感染症の危機管理における専門家発言の変遷とリスクコミュニケーション体制の強化に関する質問主意書(八幡愛君提出) インボイス制度の実態と今後の改善措置に関する質問主意書(八幡愛君提出)	忘れられる権利の制度的整備に関する質問主意書(八幡愛君提出) 外国人又は外国法人による土地等の取得等の規制に関する質問主意書(太栄志君提出) 一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 推し心を利用する悪質ホスト対策に関する質問主意書(水沼秀幸君提出) 保険適用が困難なごものの歯科矯正診療に関する質問主意書(阪口直人君提出) 尖閣諸島周辺海域における海洋資源開発に関する質問主意書(鈴木庸介君提出) 外国人の所有する国内不動産に対する課税に関する質問主意書(鈴木庸介君提出) 花粉症対策に関する質問主意書(長友よしひろ君提出) 大阪・関西万博会場のガス濃度測定に関する質問主意書(大石あきこ君提出) 重度心身障害者及びひとり親家庭等への自治体の医療費助成に対するベナルティを全廃すべきことに関する質問主意書(大石あきこ君提出) 声の肖像権保護に関する質問主意書(阪口直人君提出) 中国資本の影響による火葬・葬儀に関する質問主意書(鈴木庸介君提出) 行旅死亡人に関する質問主意書(櫻井周君提出) 火山防災に関する質問主意書(櫻井周君提出)
---	---	--	--

独立行政法人男女共同参画機構法案

右
国会に提出する。

令和七年三月十四日

内閣総理大臣 石破 茂

独立行政法人男女共同参画機構法

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 役員及び職員(第七条―第十一条)
第三章 業務等(第十二条・第十三条)
第四章 雑則(第十四条)
第五章 罰則(第十五条・第十六条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人男女共同参画機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人男女共同参画機構(以下「機構」という。)は、男女共同参画促進施策(男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号。以下この条及び第十二条第一号において「基本法」という。))第八条に規定する男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策をいう。以下同じ。)に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、男女共同参画促進施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、男女共同参画促進施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を行うことにより、男女共同参画促進施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成(基本法第二条第一号に規定する男女共同参画社会の形成をいう。第十二条第三号において同じ。)の促進に寄与することを目的とする。

(中期目標管理法)

第四条 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

(事務所)

第五条 機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。

(資本金)

第六条 機構の資本金は、附則第四条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。
2 機構に、役員として、理事一人を置くことが

できる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(理事の任期)

第九条 理事の任期は、二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 基本法第八条に規定する基本理念に関する国民の理解を深めるための啓発活動及び広報活動を行うこと。

二 男女共同参画促進施策に関係する国及び地方公共団体の機関並びに民間の団体その他の

関係者相互間の連携及び協働の促進を行うこと。

三 女性教育関係者その他の国及び地方公共団体において男女共同参画促進施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員並びに民間の団体において男女共同参画促進施策に関する活動に従事する者並びに外国の機関の職員であつてその国における男女共同参画社会の形成の促進に関する業務に従事するものに対する研修を行うこと。

四 女性教育に関する専門的な調査及び研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画促進施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究を行うこと。

五 女性教育に関する情報及び資料その他の国及び地方公共団体の男女共同参画促進施策の策定及び実施並びに民間の団体が行う男女共同参画促進施策に関する活動に資する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

六 前各号に掲げる業務に関し、男女共同参画促進施策に関係する国及び地方公共団体の機関並びに民間の団体に対し、助言を行うこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定

による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。 2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。 3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。 第四章 雑則 (主務大臣等) 第十四条 機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣 二 第十二条第三号に掲げる業務(女性教育関係者に対する研修に係る部分に限る。)及び同条第四号から第六号までに掲げる業務(女性教育に関する業務に係る部分に限る。)並びにこれらの業務に附帯する業務に関する事項については、文部科学大臣	三 第十二条に規定する業務のうち、前号に規定する業務以外のものに関する事項については、内閣総理大臣 2 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。 第五章 罰則 第十五条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。 一 第十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。 二 第十三条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十四条並びに附則第三条、第四条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。 (機構の成立) 第二条 機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。 2 機構は、通則法第十六条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。 (会館の解散等) 第三条 独立行政法人国立女性教育会館(以下「会	館」という。)は、機構の成立の時にいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて機構が承継する。 2 機構の成立の際現に会館が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時にいて国が承継する。 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。 4 会館の解散の日の前日を含む事業年度(次項において「最終事業年度」という。)及び通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定による評価は、機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は機構に対してされるものとする。 5 次に掲げる業務については、機構が行うものとする。 一 会館の最終事業年度に係る通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等に関する業務 二 会館の最終事業年度に係る通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に関する業務 6 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定によ	る処理において、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、機構が行うものとする。この場合において、附則第七条の規定による廃止前の独立行政法人国立女性教育会館法(平成十一年法律第六十八号。以下この項及び次条第一項において「旧会館法」という。)第十二条の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人男女共同参画機構の令和八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人男女共同参画機構法令和七年法律第 号 第十二条」と、同条第二項及び旧会館法第十五条第二号中「文部科学大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とする。 7 第一項の規定により会館が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。 (機構への出資) 第四条 前条第一項の規定により機構が会館の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(同条第六項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧会館法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。
--	---	---	--

2 前項に規定する資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。 3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。 （会館の職員から引き続き機構の職員となった者の退職手当の取扱いに関する経過措置） 第五条 機構は、機構の成立の日の前日に会館の職員として在職する者（独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号。以下この条において「平成十八年整備法」という。）附則第四条第四項の規定の適用を受けた者に限る。）で引き続き機構の職員となったものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する職員としての引き続き在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に会館を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 2 機構の成立の日の前日に会館の職員として在		職する者（平成十八年整備法附則第四条第四項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き会館の職員として在職する者に限る。）が、引き続き機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法（第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の会館の職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に会館又は機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 （機構の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置） 第六条 機構の役員又は職員についての通則法第五十条の四第一項、第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）及び第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		通則法第五十条の四第一項 の中期目標管理法人役職員であつた者 の中期目標管理法人役職員であつた者（独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第 号。第六項において「機構法」という。）附則第三条第一項の規定により解散した独立行政法人国立女性教育会館（以下「旧会館」という。）の中期目標管理法人役職員であつた者を含む。以下この項において同じ。）		通則法第五十条の四第二項第一号 であつた者 （独立行政法人国立女性教育会館法の廃止） 第七条 独立行政法人国立女性教育会館法は、廃止する。 （独立行政法人国立女性教育会館法の廃止に伴う経過措置） 第八条 会館の役員又は職員であつた者に係るそ		通則法第五十条の四第二項第四号 当該中期目標管理法人 当該中期目標管理法人（旧会館を含む。）		通則法第五十条の四第六項 したこと したこと（機構法附則第七条の規定による廃止前の独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号。以下この項において「旧会館法」という。）又は旧会館が定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則（以下この項において「旧会館規則」という。）に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。） させたこと させたこと（旧会館の役員又は職員にこの法律、旧会館法若しくは他の法令又は旧会館規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。） であつた者 であつた者（旧会館の役員又は職員であつた者を含む。） であつた者 であつた者（旧会館の中期目標管理法人役職員であつた者を含む。） 定めるもの 定めるもの（離職前五年間に在職していた旧会館の内部組織として文部科学省令で定めるものが行っていた業務を行う当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものを含む。） うち、当該中期目標管理法人（旧会館を含む。） うち、当該中期目標管理法人（旧会館を含む。） 、当該中期目標管理法人（旧会館を含む。以下この号において同じ。）	
--	--	---	--	--	--	--	--	---	--	--	--

の職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行の日以後も、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

理 由

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、当該施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、当該施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を行うことにより、当該施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に寄与するため、独立行政法人男女共同参画機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人男女共同参画機構法案 内閣提出に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に係る関係者相互間の連携及び協働の

促進、当該施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、当該施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を行うことにより、当該施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする独立行政法人男女共同参画機構を設立するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 本独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めること。

2 本独立行政法人に、役員として、理事長及び監事を置くとともに、理事を置くことができるものとする。

3 本独立行政法人の主務大臣等について定めるほか、同法人の設立に関連して、独立行政法人国立女性教育会館の解散に関する事項等を定めること。

4 この法律は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、当該施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、当該施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を行うことにより、当該施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする独立行政法人男女共同参画機構を設立する

本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。
右報告する。

令和七年六月十一日

内閣委員長 大岡 敏孝

衆議院議長 額賀福志郎殿

（別紙）

独立行政法人男女共同参画機構法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）の目的を女性教育の振興にとどめず男女共同参画促進施策の推進とすることに鑑み、機構及び男女共同参画センター（以下「センター」という。）について、その認知度の向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を社会全体で促進するための活用の方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

二 機構の主たる事務所について、引き続き埼玉県比企郡嵐山町に存置する方針であることに鑑み、政府の男女共同参画施策に係る部局との緊密な連携の在り方、機構から全国各地への効率的なアウトリーチの手法等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

三 機構から埼玉県への土地の返還に当たっては、その具体的な方法及び時期について、埼玉県及び嵐山町との間で丁寧な協議を行うこと。また、機構の有する施設については、同町に設置されることの利点を生かしつつ、必要性の低い施設を温存することのないよう合理化や効率化を徹底し、男女共同参画の中核的組織としてふさわしい活用が行われるよう留意すること。あわせて、現状回復の在り方について埼玉県が研修棟や宿泊棟の民間による活用を望む場合には、県の検討等に協力すること。

四 男女共同参画の施策の推進に当たっては、地方自治体と丁寧なコミュニケーションを図ること。また、全国のセンターに対し、その機能を充実させるための支援を行うとともに、各地でセンターが十分な機能を発揮することができるよう、広域的な連携・協力体制の構築を後押しすること。

五 機構の有効性及び必要性を不断に検証し、社会情勢や行政需要の変化に応じて機能や主たる事務所の設置場所を含め組織体制の見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
右
国会に提出する。

令和七年三月十四日
内閣総理大臣 石破 茂

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（男女共同参画社会基本法の一部改正）

第一条 男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「その他の」の下に「国及び地方公共団体の」を加え、「に必要なを」及び実施に資する」に改め、同条を第十八条の三とする。

第十七条の次に次の二条を加える。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることににより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

第二十条を削り、第二章中第十九条を第二十条とし、同条の前に次の一条を加える。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、

地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第二条 男女共同参画社会基本法の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

第十八条第二項中「拠点の下に」(次項において「男女共同参画センター」という。)を加え、同条に次の一項を加える。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一 独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表に次のように加える。

独立行政法人男女共同参画機構
独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第 号)

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
別表第二 独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表に次のように加える。

独立行政法人男女共同参画機構
独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第 号)

(独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律の一部改正)
正)

第五条 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「独立行政法人国立女性教育会館の」を「独立行政法人男女共同参画機構の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴い、男女共同参画社会基本法において男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策を推進するための機関としての独立行政法人男女共同参画機構の役割を定めるほか、関係法律の規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴い、男女共同参画社会基本法において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するための機関としての独立行政法人男女共同参画機構の役割を定めるほか、関係法律の規定の整備等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体等の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策等を講ずるよう努めるものとする。

2 独立行政法人男女共同参画機構は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。 3 地方公共団体は、関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点である男女共同参画センターとしての機能を担う体制を確保するように努めるものとする。 4 その他所要の規定の整備等を行うこと。 5 この法律は、一部の規定を除き、独立行政法人男女共同参画機構法の施行の日から施行すること。 二 議案の可決理由 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴い、男女共同参画社会基本法において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するための機関としての独立行政法人男女共同参画機構の役割を定めるほか、関係法律の規定の整備等を行う本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 右報告する。 令和七年六月十一日 内閣委員長 大岡 敏孝 衆議院議長 額賀福志郎殿 〔別紙〕 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議 政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に	留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。 一 独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）の目的を女性教育の振興にとどめず男女共同参画促進施策の推進とすることに鑑み、機構及び男女共同参画センター（以下「センター」という。）について、その認知度の向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を社会全体で促進するための活用の方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。 二 機構の主たる事務所について、引き続き埼玉県比企郡嵐山町に存置する方針であることに鑑み、政府の男女共同参画施策に係る部局との緊密な連携の在り方、機構から全国各地への効率的なアウトリーチの手法等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。 三 機構から埼玉県への土地の返還に当たっては、その具体的な方法及び時期について、埼玉県及び嵐山町との間で丁寧な協議を行うこと。 また、機構の有する施設については、同町に設置されることの利点を生かしつつ、必要性の低い施設を温存することのないよう合理化や効率化を徹底し、男女共同参画の中核的組織としてふさわしい活用が行われるよう留意すること。 あわせて、原状回復の在り方について埼玉県が研修棟や宿泊棟の民間による活用を望む場合には、県の検討等に協力すること。 四 男女共同参画の施策の推進に当たっては、地方自治体と丁寧なコミュニケーションを図ること。また、全国のセンターに対し、その機能を充実させるための支援を行うとともに、各地で	センターが十分な機能を発揮することができるよう、広域的な連携・協力体制の構築を後押しすること。 五 機構の有効性及び必要性を不断に検証し、社会情勢や行政需要の変化に応じて機能や主たる事務所の設置場所を含め組織体制の見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。	
---	---	--	--

